

3 障がい者スポーツ医資格認定関係

(1) 障がい者スポーツ医資格認定規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（3）に規定する障がい者スポーツ医の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役 割)

第2条 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動に必要な医学的管理および指導などの医学的支援をするとともに、協会、その他関係団体と連携し、広く障がい者スポーツに対し医学的見地からの障がい者の健康の維持、増進および競技力の向上などに寄与する。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を修了しなければならない。

(受講資格)

第4条 日本の医師国家資格を有し、5年以上経過した者でなければならない。

(認 定)

第5条 障がい者スポーツ医の認定は、養成講習会を修了し、資格取得申請した者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 障がい者スポーツ医は次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 医師の国家資格を喪失したとき。
- (2) 更新をしなかったとき。
- (3) その他、障がい者スポーツ医として適当でないと会長が認めたとき。

(申 請)

第8条 障がい者スポーツ医の申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、障がい者スポーツ医資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 障がい者スポーツ医として資格の更新を希望する者は、資格有効期限内（4年間）に以下に定める要件を1つ以上満たしていなければならない。

- (1) 障がい者スポーツ医資格更新指定講習会を受講した者。
- (2) 本協会が指定する障がい者スポーツに関する研修会(全国研修会等)を受講した者。
- (3) 日本障がい者スポーツ学会に参加し、講義を受講した者。
- (4) 障がい者スポーツの国際大会、国内大会において帯同医として活動した者。
- (5) 障がい者スポーツの国際大会、国内大会において医務員として活動した者。
- (6) 障がい者スポーツに関する講習会・研修会において講師を務めた者。
- (7) 障がい者スポーツに関わる医事活動を定期的におこなっている者。
(チームドクター、クラス分け判定、障がい者スポーツ医事相談等)

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則[平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第3条および障害者スポーツ医の名称に公認を追記]

附 則[平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則[平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則[平成27年4月1日一部改正]

1 更新条件に「本協会が指定する障がい者スポーツに関する研修会を受講した者」を追記した。

附 則[平成28年4月1日一部改正]

1 更新条件に「障がい者スポーツ医資格更新指定講習会」を追記し、更新条件を整理した。

(2) 障がい者スポーツ医資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、障がい者スポーツ医資格認定規程第4条に規定する障がい者スポーツ医の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 障がい者スポーツ医を希望する者は、次により会長宛に所定の資格認定申請書(様式-12)、調査書(様式-2)に認定料22,000円を添えて申請すること。

2 申請期間は、資格取得に必要な講習会などの修了後60日以内とする。

(交 付)

第3条 協会は認定者に対し、「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

第4条 更新を希望する障がい者スポーツ医は、資格有効期間の最終年度の2月1日～4月30日の期間に資格認定申請書(様式-13)、調査書(様式-2)、および必要な添付書類、認定料22,000円を添えて申請しなければならない。

2 海外赴任などの特別な理由により、期間内に更新ができない場合は、事前に協会に届けることで、期間外の更新申請ができるものとする。

(基準カリキュラム・様式)

第5条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則[平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第3条および障害者スポーツ医の名称に公認を追記]

附 則[平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則[平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則[平成28年4月1日一部削除]

1 障がい者スポーツ医資格認定規程第9条(更新の条件)の改正に伴い、更新の条件としていた所定の学会を定めた条項を削除した。

附 則[平成28年4月1日一部改正]

1 [(3)障がい者スポーツ医基準カリキュラム]のカリキュラムを一部改正した。

(3) 障がい者スポーツ医基準カリキュラム (19.5 時間)

領 域	講習科目	内 容	時間
総 論	障がい者スポーツ医の心得	障がい者スポーツ医としての役割と資格取得後の活動について学ぶ。	0.5
	国内外の障がい者スポーツの現状	国内外の障がい者スポーツの歴史と現状およびこれからの展望などを学ぶ。	1.0
	障がい者スポーツのアンチ・ドーピング ④1	最新のドーピング防止規則に関する情報について学び、選手が薬物摂取する時の留意事項やTUE申請、障がい別の傾向等を理解する。	1.0
	障がい者の病態生理の基本的理解とメディカルチェック ④2	障がい者の病態生理について理解を深め、スポーツの生理的作用や身体的効果について学ぶ。また障がい特性に留意したコンディショニングの把握に必要なメディカルチェックについて学ぶ。	1.5
	障がい者スポーツのクラス分け ④3	障がい者スポーツに特有のクラス分けについて、障がい部位とその程度に応じた身体機能の評価や、競技特性を考慮した評価など、現在のクラス分けについて学ぶ。	1.0
障害各論	肢体不自由の病理とスポーツ① (脊髄損傷、脊髄性障がい)	各障がいにおける医学的背景とその特性について学び、スポーツ実施上の留意点(リスク管理)について学ぶ。	1.0
	肢体不自由の病理とスポーツ② (脳性麻痺、脳原性障がい)		1.0
	肢体不自由の病理とスポーツ③ (切断欠損、関節障がい、その他の機能障がい)		1.0
	内部障がいの病理とスポーツ① (呼吸器、心臓疾患)		1.0
	内部障がいの病理とスポーツ② (消化器、腎臓疾患)		1.0
	視覚障がいの病理とスポーツ		1.0
	聴覚障がいの病理とスポーツ		1.0
	知的・発達障がいの病理とスポーツ		2.0
	精神障がいの病理とスポーツ		1.0
実技・体験	障がい者スポーツの最新情報 ④4	パラリンピック等の国際大会での帯同医としての取り組みや国内での大会医、相談医などにおける取り組みの現状について学ぶ。	1.0
	全国障害者スポーツ大会の概要 (障害区分の演習含む)	障がいのあるスポーツ未経験者や初心者の方のスポーツ参加への大きな動機づけになっている全国障害者スポーツ大会について学び、開催目的、参加資格、競技規則、実施競技、障害区分等を理解する。	1.5
	障がい者スポーツの体験	障がい者スポーツの実技をおこない、その競技特性や障がい特性を実感し、障がい者がスポーツを実施する際の留意点について学ぶ。	2.0
時間数			19.5 時間

※④1～4 は障がい者スポーツ医有資格者の資格更新条件となる指定講習会を兼ねて実施する。